

第 1 5 3 6 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 2 8 年 5 月 2 0 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 4 時 4 6 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第1号 平成29年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(教育指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第14号 平成28年熊本地震に係る対応状況について(総務課)

第15号 島根県立美術館協議会委員の異動について(総務課)

第16号 島根県スポーツ推進審議会委員の異動について(保健体育課)

第17号 「たたら製鉄」の日本遺産認定について(文化財課)

第18号 5月4日の強風による文化財の被害状況について(文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(承認事項)

第2号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

————— 以上原案のとおり承認

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
高橋学校企画課長	全議題
津森県立学校改革推進室長	公開議題
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
福間社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
鈿福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
堀学校企画課企画幹	承認第2号
梅木学校企画課企画人事主事	承認第2号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	5 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	藤田委員	

(議決事項)

第1号 平成29年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(教育指導課・特別支援教育課)

○春日参事 議決第1号平成29年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。学校で使用する教科用図書の採択権は教育委員会にあり、その基本方針についてご説明する。資料1の2ページをご覧ください。県立高等学校教科用図書の採択の基本方針についてだが、資料1の7ページに記載している関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行うこと、また高等学校においては各学校ごとに採択をするため、校長の意見を聞いたうえで県教育委員会で採択を行うことを基本方針としている。

採択基準は、原則、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学省著作の教科用図書が掲載された「高等学校用教科書目録」から採択する。各学校が設定する教科のうち、例えば農林高校の造園デザインなど目録にない教科については、学校で選定された教材として教育目標の達成上適切な図書を採択している。

採択の観点、各学校の特色や生徒の実態、教育課程に適合したものであるかである。

留意事項として、生徒の実態に応じた最も適切な教科用図書を採択するため、学校及び教育委員会は教科書研究の充実に努めること、適正かつ公正な教科用図書の採択を確保するため、教科用図書発行者との関係を健全かつ適正とすることを挙げ、学校等に周知している。

採択の具体的な手順について資料1の3ページをご覧ください。各学校から学校の特色や実態等を踏まえた教科用図書の採択希望が7月中に県教育委員会へ報告される。県教育委員会では各学校からの報告をもとに、調査研究を行い審査をし、学校とのやりとりを重ねたうえで採択に至る。なお、採択結果は9月上旬に学校へ通知する。

○三島特別支援教育課長 続いて、平成29年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてご説明する。

資料1の4ページをご覧ください。県立高等学校の場合と基本的に同じ内容であるため、異なる点についてのみご説明する。

採択基準は、教科書目録等に掲載されている図書のうちから行うとしている。教科書目録は、高等学校の検定本と合わせて、中学校の検定本、小学校の検定本も使用できるとされている。また、文部科学省が独自に著作する特別支援学校小中学部用の教科用図書目録もあり、この中から選ぶこともできる。

ただし書きで、必要がある場合に校長の意見に基づき、教科書目録等に掲載されている図書以外の図書を採択するとあるのが、いわゆる一般図書である。一般図書は、文部科学省が作成する一般図書一覧に、島根県教育委員会独自の選定本を加えた一覧

の中から採択する。

採択の観点、生徒の発達段階、障がいの状態及び特性、教育課程に適しているかである。

資料1の5ページをご覧ください。採択の手続きであるが、高等学校等は同じ学年で同じ教科書を使用するが、特別支援学校は一人一人で使用する教科書が異なるため、新入生用については合格が決定した2月末に選定を行い3月に採択を行う。

○原委員 小中学校の教科書は地区ごとに市町村教育委員会で採択されるが、採択結果をみると算数はA社の教科書が多いというような傾向がみられる。高校の教科書は、各学校単位で採択されるが、普通高校や実業高校など高校別に採択の傾向があれば伺いたい。また、教科書の選定手続きにおいて、県教育委員会から県立高校に指導助言を行った事例はあるか、あるとすればどのような内容であったか伺いたい。

○春日参事 教科書については、数学Iの教科書を例に挙げると、目録には28の教科書が掲載されており、同じ出版社の図書でも数種類ある。内容の難易度に幅があるため、生徒の実態を考慮して、力のある生徒がいる学校ではより難易度の高い教科書が選定されている。また、指導助言については、教育課程に沿ったものであるか点検する過程で行っている。

○森委員 同一社で同じ科目でも複数種類の教科書があると初めて知って驚いたが、教科書を学校で選定する際に判断基準となるものはあるか、教員が全ての教科書の内容を確認し判断をしているか。

○春日参事 各学校の教科担当の教員が全ての教科書を見比べて、どの教科書が適当であるか考えている。これまで採択してきた教科書を継続使用する場合もあるし、教科書改訂があった場合等には、生徒の実態を考慮して採択希望の教科書が報告されているように思われる。

○原委員 以前、教科書を拝見したとき、華美で重くなりページ数も増えた話をしたところ、このような意見を受ける窓口は文部科学省にはないとのことだった。昨今、内容のことが問題になるが、装丁や重さについて私たち保護者が意見できる場所はないか。

また、高校生が登下校時に重いリュックサックを背負う姿をみかけるが、なかには肩に食い込むほどの荷物を背負う子どももいる。親としては、これだけの量を持ち歩かなくてもと思うが、勉強をするうえで必要な量だと子どもは言う。先生はこうした子どもたちの実態を踏まえて配慮する考えはあるか。

○春日参事 ユニバーサルデザインの意識が高まるなか、教科書についても文字や版を大きくする傾向がある。これまでと同じ内容を維持しようとするればページ数は増えることになる。一概に重さでもって意見ができるかということについては、この場ではわかりかねる。

○鴨木教育長 原委員のご質問に対し、個々の教科書作成にあたって、できるだけコ

ンパクトに軽くする努力を促す方法論があるかということ、また、生徒が非常に多くの荷物を持って通学している実態について、学校現場の教職員はどのように考えているのかについて聞かせていただきたい。

○片寄教育監 保護者のみなさま方にご負担をおかけしていることを代表してお詫びする。ご質問の件は対処できる部分とできない部分とがある。一時間の授業に必要な教材には一定の内容が必要なため、簡素化簡略化することによって、一時間の授業の質が確保できるか課題がある。また、生徒によっては家庭学習で使わないものは、各学校が用意する個人用ロッカーに保管し、持ち帰るものとそうでないものを使い分ける工夫を自主的にしている向きがある。

学校がこのような荷物を軽くする方法を示すことは、授業の質を担保することを考えると難しいと思われる。将来的には、電子教科書等の整備が進めば次の時代が開けてくるかと思うが、現時点ではご理解をいただきたい。

○原委員 大人が子どもの成長をみると、学力の観点だけでなく様々な面から見る必要があると感じる。母親の立場としては、肩に食い込むほどの重さの荷物を持ち運ぶことにより、事故に合う可能性も高くなるという見方も必要だと思い意見を述べさせていただいた。

○広江委員 教科書を選定する際は、新しい教科書を何冊も読む作業があり、また複雑な書き込みを必要とする報告書を作成しなければならないが、学校への通知時期であるとか、学校へ採択結果採択決定通知がされた後に国への報告期日があるかなど、資料1の3ページの図にある手続きの前後関係も含めたスケジュールについてお聞きしたい。

○春日参事 学校へは議決後速やかに正式な通知を発出する予定である。手順については、校長会、教頭会において口頭でも説明を行う。なお、各学校には既に教科書が配布され、選定に向けた準備は始められている。最終的には、9月上旬の需要数の報告に向けて作業を進めていくことになる。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第14号 平成28年熊本地震に係る対応状況について(総務課)

○松本総務課長 報告第14号平成28年熊本地震に係る対応状況についてご報告する。資料2ページをご覧ください。県教委では、熊本地震で被災した児童生徒の受入支援を行っている。1にあるように、公立幼稚園、市町村立小中学校、県立学校の転入学相談では、今日現在、東部の県立高校へ1名の転入学があったと聞いている。

転入学する児童生徒への支援について、2（1）にあるように、震災被害のため、従来の住宅に居住できなくなった者及び学校等が被害を受け通学が困難となった者が県内の学校に転入学する場合に、就学支援を行うこととしている。

県立学校の場合は、入学料、授業料、教科書等図書費などの費用を県が全額支援し、幼稚園や小中学校の場合は、入園料、学用品費などの費用について就学支援を行う市町村教育委員会に対し、対象経費の全額補助を行うこととし、支援策の実施を依頼する。そのほか、2（2）にあるように、被災生徒に対する修学資金の貸付や、（3）にあるように転入した児童生徒へのカウンセリングを必要に応じて実施する。予算については、緊急な対応が必要なことから県の予備費を充当することで対応する。

○鴨木教育長 議会に対して新たな予算案を提案する時間がないなかで、平成28年度当初予算に盛り込まれている予備費を充当することは、既に知事の方針決定があり、対応方針のとおり受け入れをすることは既に可能な状況である。

○森委員 転入学相談の実施など受入の支援内容は熊本県へ周知を行っているか。

○松本総務課長 熊本県に対して積極的に広報を行っているかについては把握していないが、転入学の申出は様々な経路から相談があるため、その際に島根県の支援内容を紹介することが一般的だと思われる。おそらく、島根県に限らず全国各地域で手続きを行われる方がいらっしやると思うが、各地域で支援制度が設けられているため、その都度その地域で相談されることで、情報を得られていると思われる。

○鴨木教育長 部局長会議等で得た情報をもとに補足すると、今回の被災者への対応は、児童生徒の転入学に対する支援だけではなく、住居の手当を含め、県としてパッケージで支援することが意思決定されている。

被災者からの相談については、県庁内でワンストップの総合窓口が地域振興部内に設けられ周知されている。相談者が総合窓口で電話をすると、各担当部署に繋がれて詳細な説明を受けることができる。

そのうえで、県全体の支援をパッケージにまとめたものを県のホームページの目立つ位置に常時掲載している。被災地域の方でネット環境を利用できる方は、島根県の支援状況の全体を把握できるようになっている。

○岡部委員 震災以外にも天変地異様々な災害があるわけだが、災害に対する受入については基本的に今回と同様な対応が行われると考えてよいか。

○松本総務課長 熊本地震に対する対応は、東日本大震災が前例にあり、同程度の支援を即時に対応すべきだとされた。様々な天変地異や災害についての対応については、事前に決定されたものはないため、その都度の判断になると思われる。

○鴨木教育長 補足すると、その都度の判断にはなるが、一つの判断材料として、被災状況により避難生活が長期化する場合は、被災地での避難に加え、遠方に住居を移して避難をすることが実態上も起こりうる。その場合には全国を挙げて支援をすることが基本的な考え方になりつつある。その標準となるのが東日本大震災に対する支援

であると思われる。

○岡部委員 基本的に大きな災害が起こったときは、さきほどの条件等を満たす場合、県として救済する立場で臨む考えであるか。

○鴨木教育長 そのとおりと考える。

――原案のとおり了承

第 15 号 島根県立美術館協議会委員の異動について（総務課）

○松本総務課長 報告第 15 号島根県立美術館協議会委員の異動についてご報告する。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。島根県立美術館協議会委員のうち、学校教育関係者 1 名について異動があったのでご報告する。島根県高等学校美育研究会会長で出雲高等学校校長であった三上昭憲氏の退職を受けて、後任者である飯塚勝氏を任命するものである。新たに任命した委員の任期は、前任者の残任期間である。

――原案のとおり了承

第 16 号 島根県スポーツ推進審議会委員の異動について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 報告第 16 号島根県スポーツ推進審議会委員の異動についてご報告する。

資料 4 の 1 ページをご覧ください。委員 1 名に異動があったのでご報告する。島根県スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法の規定によりスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する機関として、条例に基づき設置されている。国民体育大会をはじめ、県が進める体力向上支援などの取り組みについて審議いただいている。

資料の 4 の 2 ページをご覧ください。審議会の委員定数は 14 名以内とされており、現在の委員数は上限の 14 名である。このたび、島根県高等学校体育連盟会長に異動があり、片寄前会長の後任である松江南高等学校校長の長野新会長を任命し、任期は他の委員と同様に本年 10 月 17 日までである。

――原案のとおり了承

第 17 号 「たたら製鉄」の日本遺産認定について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 17 号たたら製鉄の日本遺産認定についてご報告する。

資料 5 ページをご覧ください。このたび、出雲のたたら製鉄が、出雲国たたら風土記のストーリーで日本遺産に認定された。雲南市、安来市、奥出雲町が共同で文化庁に申請したもので、申請件数 67 件に対して認定件数は 19 件と高い競争率であった。昨年度も高い競争率のなか「津和野今昔」が認定されており、島根県としては 2 年連続の日本遺産認定となる。

出雲国たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～のストーリーは、たたら製鉄そのものは古代中世から連綿とこの出雲の地で行われており多くの遺跡が残されている。近世時代には大規模な砂鉄採取のためのかんな流しをはじめ、たたらに付随する様々な産業や生活文化が花開いてくる。こうした遺跡や遺産だけでなく、かんな流しで崩された山が水田として現在まで利用されていること、金屋子と呼ばれるたたら製鉄特有の信仰が安来市の金屋子神社を総本山として現在も根付いていること、鉄の流通による他地域との交流を示す文化が多く残されていることなど、多方面のたたらにかかわる遺産・文化が一つのパッケージとして良好に保たれており物語として非常にわかりやすい点が、このたび認定された大きな要因と考えられる。

予定事業は、資料に記載しているとおりで、3 市町がソフト事業を中心に今年度から 3 年程度実施する予定である。なお、5 月議会に上程する予算案が今日報道発表され、日本遺産について県も支援をするという報道があったかと思うが、これに係る予算は商工労働部において観光誘客の視点で提案しており、教育委員会としては引き続き人的支援や内容を磨き上げていくといったソフト面を支援していく考えである。

○岡部委員 今回の日本遺産認定は、テーマが出雲国たたら風土記で出雲に限定されており、更には雲南市、安来市、奥出雲町と地域も限定されている。これはこれでよいのだが、例えば田儀櫻井家のたたらは、地元も力を入れて盛り上げていこうとする気運があり、石見地域でもたたら遺跡が点在し史書に登場するものもある。今回の日本遺産認定の枠組みは大切にしながらも、たたらはこの地域だけということではなく、広く県内に目を配り今後の研究検証に注力されることをお願いしたい。

○丹羽野文化財課長 委員ご指摘のとおりと認識している。本件は、日本遺産という枠組みのなかで、様々な要素のなかで、この 3 市町がパッケージで申請されたものである。出雲市や石見部においてもたたら製鉄は盛んであったことから、日本遺産のみならず、たたら全体の調査研究活用を、県として有形無形に直接的間接的に推進していく考えである。なお、本年度より 3 年間の計画で、古代文化センターのテーマ研究に、たたら製鉄の発展の研究を取り上げている。島根県のみならず鳥取を含めた中国地方全体の視点で、たたら製鉄の発展段階について研究をする具体的な取り組みを進めている。

――原案のとおり了承

第 18 号 5 月 4 日の強風による文化財の被害状況について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 18 号 5 月 4 日の強風による文化財の被害状況についてご報告する。

資料 6 ページをご覧いただきたい。5 月 4 日の強風により県内の文化財に被害が発生した。比較的大きな被害としては、月照寺いわゆる松江藩主松平家墓所で、松平治郷公の廟所脇にあるモミの大木が倒れ、廟所を直撃した。墓塔を取り囲む玉垣や灯籠等に被害はあったが、墓塔自体への被害は目視においては確認されていない。

復旧は倒木の除去を含めて、国の補助事業で実施する予定。現在、国への補助申請に必要な調査作業を進めており、早急に手続きを進めて復旧に着手したい。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

（承認事項）

第 2 号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

――原案のとおり承認

鴨木教育長 閉会宣言 14 時 46 分